

■ 第1回 新潟地方最低賃金専門部会

日 時：令和2年7月28日（火）午前11時～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から令和2年度第1回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

私は賃金室長補佐の倉茂です。よろしくお願いします。

新潟県最低賃金専門部会委員ですが、推薦公示の結果を受けて、本日付けで資料No.1の専門部会委員名簿のとおりとなりました。

辞令につきましては、本日お配りした封筒の中に入っておりますのでご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は委員の皆様全員のご出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでははじめに、熊谷労働基準部長よりごあいさつを申し上げます。

（労働基準部長）

労働基準部長の熊谷でございます。委員の皆様方には、先ほどの本審に続きましての議論、ご苦労さまでございます。

専門部会のほうでは、本省のほうで、本省中央最低賃金審議会から出ました見解等を踏まえまして議論を頂くということになります。新型コロナウイルスの感染拡大等非常に厳しい情勢とはなっておりますが、最低賃金は経済を支えるうえでも、地域の労働者の生活と賃金を支えるうえでも重要な役割を果たしているということを踏まえつつ、真摯なご議論を頂ければと思います。本県に関しましても、10月はじめの施行を目指しまして、できましたら専門部会の場で全会一致を目指してご議論いただければと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

（事務局）

次に議事次第（1）部会長及び部会長代理の選出をお願いいたします。

なお最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項により、公益代表委員の中から選

出ることになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(桑原委員)

私のほうからお話しさせていただきたいのですけれども、部会長には鈴木委員、部会長代理には長谷川委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、桑原委員から、部会長に鈴木委員、部会長代理に長谷川委員を推薦するとのご発言がありましたが、いかがいたしましょうか。

(佐藤委員)

異議なし。

(事務局)

異議なしとのご発言がありましたので、部会長は鈴木委員、部会長代理は長谷川委員にお願いいたします。

それでは、鈴木部会長、長谷川部会長代理から、それぞれ一言ごあいさつをお願いいたします。鈴木部会長よろしく申し上げます。

(部会長)

鈴木です。どうぞよろしくをお願いいたします。初めての経験でございますので、何分、不手際もあるかと思っておりますけれども、皆様のご協力を頂きながら、よい結果が得られればと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

次に、長谷川部会長代理からお願いいたします。

(部会長代理)

部会長代理の長谷川です。よろしく申し上げます。

この新型コロナウイルスの影響で経済のほうはかなり不透明になっております。この中でまた見直しなしという状況が示されて、どのように我々はその中で決めていけばいいのかと、非常に難しい局面にあるかと思っておりますが、皆様の協力を頂きながら部会長を支え、いい議論ができればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

どうもありがとうございました。

以降の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。

(部会長)

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題（２）新潟県最低賃金専門部会運営規程についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

資料番号 No. 2 の 2 ページ、新潟県最低賃金専門部会運営規程をご覧いただきたいと思っております。

本規程は、平成 21 年 7 月 23 日から施行されているもので、以後、内容に変更はございません。会議の公開についての規定は、第 5 条でございます。会議は原則公開とする。ただし、「公開することにより、率直な意見の交換が損なわれる等の場合には、部会長の判断により非公開とすることができる」と記されております。委員の皆様より特段のご意見がなければ、本年度も本規程に基づき第 1 回本審で決定されたとおり、専門部会を非公開とする議事運営をお願いしたいと思っております。

（部会長）

ただいま説明がありました運営規程について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。特にございませんか。それでは、今後、この規程に基づいて、運営してまいりたいと思っております。

本日の会議は、先の 7 月 8 日に開催されました新潟地方最低賃金審議会において、専門部会の会議はすべて非公開とすることが決定されたところであり、また今ほど事務局から説明がありましたが、新潟県最低賃金専門部会運営規程第 5 条第 1 項の規定に基づきまして非公開といたします。

続いて、議題（３）最低賃金に係る審議について、事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

それでは、最低賃金額に関する審議ということで、資料の説明をさせていただきます。先ほど、本審のほうの別冊 1 の「目安について」をご覧いただきたいと思っております。先ほどもご説明したのですけれども、次回からインデックス等をつけるようにさせていただきますので、今回、我慢していただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、説明させていただきます。

7 月 22 日に中央最低賃金審議会会長藤村博之から加藤大臣あてに令和 2 年度の地域別最低賃金の目安について答申がなされております。

その次が、別紙 1 になりますが、公益委員見解によりますと、今年度の地域別最低賃金は、新型コロナウイルスによる経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、雇用の維持が最優先であること等を踏まえて、引き上げの目安を示すことは困難、現行水準を維持することが適当との判断となりました。今年度の審議に当たって

は、平成 29 年度全員協議会報告、3 の（2）、先ほどの要覧のほうをもしお持ちの方がいれば、要覧の 180 ページに書いてあります。3 の（2）になりますが、そこで合意された目安審議を踏まえ、地域労働者の生活と賃金、雇用維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行ってきました。

記の 2 の（1）の中段以降に記載されておりますが、今年度の公益委員見解をとりまとめるに当たって、重視した点が記載されております。感染症の影響下の厳しい中、賃金、消費者物価、有効求人倍率等の雇用情勢、地域間格差への配慮、非正規労働者の処遇改善等さまざまな要素を総合的に勘案し検討を行ったとしております。また、生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認されております。今後、中賃の公益委員見解、小委員会報告を目安の参考に専門部会でも忌憚のないご意見を頂きたいと思っております。

次に、資料 No. 3 から No. 11 について、ポイントのみご説明させていただきます。

資料 No. 3 で中賃での目安に関する小委員会の配付資料となっております。この資料は、7 月 10 日に開催された中賃の第 2 回の小委員会で配付された資料です。この裏面が令和 2 年の賃金改定基礎調査結果となっております。今年からいろいろ変更箇所があります。今まで郵送のみだったものをオンライン申請というような形になったりです。あと主として、地域区域が前年のまたは本年 6 月 1 日の都道府県の県庁所在地都市と人口 5 万人未満の所在する常用の 30 人未満の企業を対象に調査したものが、都道府県内の全区域となったこと。また、産業別のその他のサービス業を学術研究、専門・技術サービス、生活関連サービス業、娯楽業、ほかに属さないサービス業等に分類したところになります。この中には、当局で実施した新潟県のデータも含まれております。属にいうこれが第 4 表となりますが、それがこの 6、7 ページ。6 ページが第 4 表の 1。一般労働者及びパートタイム労働者の賃金の上昇率でございます。縦の表示は一番上が男女計、その下が男女別になっております。横の表示に関しては、調査対象業種別となっております。新潟県は C ランクに入っておりますので、左端の男女計の産業計の C ランクを見ますと、1 時間当たりの賃金額は令和元年 6 月が 1,359 円、令和 2 年 6 月は 1,380 円。本年の賃金上昇率は 1.5 パーセントとなっております。ちなみに令和元年の賃金上昇率は 1.1 パーセントでした。

次のページの第 4 表②につきましては、同じく賃金上昇率ですが、一般とパートタイム労働者を分けて表にしたものでございます。上は一般労働者及びパートタイムの計で C ランクの賃金上昇率は 1.5 パーセント、C ランクにおける一般は 1.3 パーセント、パートの賃金上昇率は 2.3 パーセントとなっており、昨年は、一般が 0.9 パーセント、パートが 1.8 パーセントでしたので、一般は 0.4 ポイント、パートは 0.5 ポイント上昇したことになりま

す。ただ、この数値に関しては、先ほどの別冊1 公益委員見解にも記載してあるのですけれども、前年を数的に上回ってはおりますが、前年より上げ幅は縮小しており、名目GDP成長率も大幅に下落していると。加えて、雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のデータとなっておりますので、参考とするには、実際的には慎重に取り扱っていただきたいとなっております。

続いて、10 ページ目の横の8、9。10 ページ目が、資料 No. 2 の生活保護と最低賃金というものがございます。表紙が左のほうに生活保護と最低賃金、右のほうに毎年見にくい表ですが、これをご覧いただきたいのですが、生活保護と最低賃金とを比較したものになります。グラフは、生活保護のデータ、最低賃金のデータとも平成30年度のものとなっております。この表から分かるように、平成30年度は全国の都道府県において最低賃金が生活保護を上回っております。新潟県及び新潟市の生活保護と最低賃金の比較については、資料 No. 10 をご覧ください。新潟県と新潟市の生活保護と最低賃金の比較についての表となっております。これについては、平成30年度のデータに基づいて計算したのですが、計算式に示すとおり、新潟県の最低賃金は、月額1万7,826円。裏にマイナス1万7,826円と書いてあります。これが1万7,826円生活保護水準を上回っているということになっております。続いて、次のページが新潟市になります。新潟市に関しても、このページの裏を見ますと右のほうに1万970円のマイナスとなっております。この1万970円が最低賃金が生活保護水準を上回っているということになっております。

目安小委員会の資料に戻っていただきまして、生活保護の次のページ、資料 No. 3 の7枚目くらいが資料 No. 3 となっております。そこに地域別最低賃金額、未満率及び影響率という表が横に書いてある資料をご覧いただければと思います。これが全国の最低賃金のランク別の未満率と影響率について、その推移をまとめたものとなっております。新潟県が属しているCランクの令和元年度の未満率は1.5パーセント、影響率その下に13.9パーセントとなっております。

次の資料 No. 4 は賃金分布に関する資料となります。その中の棒グラフの縦、中の新潟県が入っているのが9ページの左上と22ページの左上、ランクごとになっていますが、必ず徳島の隣になっています。その後の35ページ、それぞれ左上が新潟に掲載されております。詳細については後ほどご確認していただければと思っております。

続きまして資料 No. 6 全国中小企業動向調査結果というものがあります。

資料 No. 6 に関しては、全国中小企業動向調査結果で、日本政策金融公庫総合研究所がまとめたものです。これは、小企業・中小企業ともに新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下押しされ、厳しい状況になってきていると。これは小企業・中企業ともに同じ状況

という基調判断となっております。

その次の資料 No. 7 ということで、これが中小企業の景況調査 2020 年の 6 月の要約版でございます。これによりますと、概況にありますように、中小企業の売り上げ D I は上のほうにマイナス 46、売り上げの見通し D I もマイナス 52.3 となっているものの、ただ前月よりもマイナス幅は縮小しているという状況となっております。

続いて、資料 No. 8 は、事務局のほうで作ったもので、一般労働者・短時間労働者の 1 時間当たりの賃金の推移で、全国と新潟について、平成 7 年から平成 31 年までの推移を示したものです。後ほどご確認いただければと思います。

資料 No. 9 が新潟県の経済動向でございます。7 月 10 日に新潟県が公表した 4 月から 6 月までの第 1 四半期における県内経済の概況です。基調判断は「県内経済は、新型コロナウイルス感染拡大による国内外の経済の停滞が与える影響などから、厳しい状況にあるものの、下げ止まりの動きが見られる」としております。

続いて、資料 No. 11 で、新潟市の生計費・労働経済指標です。新潟市の平成 31 年職員の給与等に関する報告から抜粋したのになっております。

(基準部長)

資料 No. 5 は一枚紙で、最低賃金の履行確保を主眼とした労働基準監督署における監督指導結果を示したペーパーですので。

(室 長)

資料 No. 5 に関して、今、部長が言ったように、最低賃金が守られているかどうか監督指導した結果、この推移になっております。令和元年度、平成 30 年度の結果です。毎年、1 月から 3 月にかけて各監督署が最低賃金が守られているかどうかを監督した結果で、昨年度の違反率は、全国で 13.7、新潟では 11.5 パーセントの違反率となっており、監督実施件数のうち 1 割以上に違反が見られた結果となっております。

説明がばらばらで申し訳なかったですが、一応、全部説明したかとは思いますが、以上になります。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して質問等ございますでしょうか。この場で特になければ、また気がついたものがあれば事務局のほうにお問い合わせいただければいいかと思っております。

(室 長)

いつでも事務局に言っていただければと思います。

(部会長)

それでは、進めさせていただきます。本日は、県の最賃専門部会の第1回目ということで、中賃の目安伝達と関係基礎調査資料などにつきましても説明があっただけということ、実質の金額審議につきましても、本日の審議と資料を踏まえ、次回の専門部会で行うこととさせていただきますと考えております。

本日は、中賃の目安等から新潟県最低賃金の改正について、どのように考えているのか、労使双方の委員からそれぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それでは、労働者委員から先にお願いたします。

(桑原委員)

では、本日のところは、労働者代表委員の基本的な考え方を述べさせていただきたいと思っております。先ほど来、話があるとおり、中賃では、今回は引き上げの目安は示されなかったわけですが、目安小委員会の公益委員見解をまとめるに当たっての考え方の中に、一番最初に出てくるところは、感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引き上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心確保を図り、さらに消費の拡大につなげていくという経済に好循環を継続拡大させることや、非正規労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいということを最初に挙げています。つまり前提としては、最低賃金を上げていかなければならないということがあったと思います。そのうえで、今年が目安が出されなかったということだと思います。

考えていく点なのでありますが、やはりまず大前提として、最低賃金の目的と役割という点で、憲法第25条労働基準法第1条、最低賃金法第1条の趣旨のもと、人たるに値する生活を営むことのできる賃金水準引き上げを目指すということは基本だと思っております。やはりセーフティネットとしての役割を果たすことができる金額でなければいけないと思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、長年の雇用間格差の拡大などが引き起こしてきた現実の姿、生計費や賃金の状況など、最低賃金が低水準であることで出てくる課題というのがはっきり見えたとも言えるのではないかと考えております。

例えば、新潟県の最低賃金830円は1日8時間1か月21日働いて13万9,440円にしかならないわけですが、例えば、今回の感染症により休業を余儀なくされた労働者が仮に休業手当を受け取れたとしても、法定の60パーセントであれば、この1か月の賃金にすると8万3,664円です。仮に80パーセントであれば、11万1,552円。ここから社会保険料、税金等を引けば、生活保護の扶助額を下回ってしまうという現実があります。例えば、残念なことに解雇になどになった場合、最低賃金、今の1日8時間21日

間で働いていた人の失業手当を計算すると、日額で 3,718 円。これを 8 時間の時給換算にすると 464 円にしかならないのです。あくまでも健康で何ごともなく働いた場合の 830 円と非常時の部分というところの課題が今回、見えてきたのではないかと考えております。

考え方の次に、やはり雇用間格差と地域間格差を是正していかなければならないという点です。やはり今回の感染症で、立場の弱い人ほど苦しい状況に置かれているということが見えてきていると思います。非正規労働者、有期雇用労働者等、やはりこれはセーフティネットの部分で述べたとおりですけれども、これに加えて働き方改革関連法の中でも大きな柱となる同一労働同一賃金。これに基づき、大企業では今年 4 月から、中小企業での来年の 4 月から正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消の必要があるのですが、これはコロナ禍であっても、やはり後回しにできるものではないと考えております。

今回のコロナ禍は、どの業種、業態においても、働く者の暮らし、生活に負担、不安を与えたと思うのですが、休業や業績への影響は業種、業態によっても影響の程度が異なっていると思います。ただ、社会機能を維持するために欠かせない仕事になっている医療、福祉またドラッグストア、スーパーマーケットなどの小売また運送等にかかわる人など、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、この緊急事態宣言時でも感染の不安と闘いながら使命感を持って仕事を続けてきていました。多くの業種がこの最前線を支えるのはパートタイマーや有期雇用労働者のように時給、日給で働く方々が多く、この間の努力に報いることもやはりひとつ考えていかなければならないと考えております。この地域間格差につきましては、中賃の目安小委員会の公益委員見解でもありましたように、新潟県においても適切に審議していかなければならないと考えております。このコロナ禍を乗り越えて、経済が上向きになってきたとき、もし今と同じように近隣地域との賃金差があれば、ますます新潟から人が出ていくことにもなりかねません。新潟県総合計画「にいがた未来創造プラン」では、新潟県の人口減少を優先すべき問題としており、社会動態の現状課題の中でも、労働条件、給与水準、労働時間等が近隣 5 県を下回ることを挙げています。自然動態においても、所得水準の低さが結婚判断に影響する可能性を挙げております。やはり地域間格差はどういう状況であっても、しっかりと見つめていかなければならないと考えております。

今年度におきましては、最低賃金法 9 条の最低賃金を決める三つの要件のうち、通常の賃金支払い能力という点がやはり大きなポイントになると思っております。現在の状況がリーマンショックのときを上回る経済危機ということも、当然、認識はしております。しかし、最低賃金を決める要件は、その支払い能力という一つだけではないという点。例年、使用者代表の皆様からも、三要素を考慮した議論をとっておっしゃっていただいております。今年の春



の賃金の改定状況、求人募集人員の実態なども見ながら、やはり労働者の生計費、賃金水準とあわせて考えていくものであると考えております。具体的な主張につきましては、次回の専門委員会で述べていきたいと思っております。

長くなって恐縮ですけれども、私たち労働者代表委員としては、中賃で引き上げ目安が示されなかったことというのは、非常に残念と感じてはおります。しかし、目安小委員会で時間をかけて議論されてきたことは否定するものではありません。目安に関する公益見解の中で、引き上げ額の目安を示すことは困難で、現行水準を維持とありますけれども、イコールゼロ円ということではありません。そして、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、適正な審議が行われることを希望するとあるように、地方の自主性を持って、またやはり雇用の維持、事業の継続、そして生活、暮らしを守り抜いていくということを念頭に、新潟県の最低賃金の引き上げを求めて真摯に審議していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。続きまして、使用者側の委員の方、お願いいたします。

(佐藤委員)

それでは、使用者側としての立場を申し述べたいと思っております。まず、我々は、事業の継続・維持、発展を常に考えていかなければならない立場にあります。そういう意味から、日本経済、県経済の現状についてですが、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症拡大により、これまでにない危機的な状況に置かれているということはお存じのとおりでございます。人の動きが制約される中で、多くの需要を失い、ほとんどの産業に大きな影響を与え続けております。日本銀行が7月16日に公表した経済物価情勢の展望における我が国の経済・物価の現状によれば、我が国の景気は、経済活動は徐々に再開しているが、内外で新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き見られるもとで、極めて厳しい状態にあるとしております。そして、海外経済は、持ち直しに向かう動きも見られるが、感染症の世界的な大流行の影響により大きく落ち込んだ状態にある。そうしたもとで輸出や鉱工業生産は大幅に減少している。企業収益や業況感は悪化しており、設備投資は横ばい圏内の動きとなっている。感染症の影響が続く中で、雇用・所得環境には弱い動きが見られている。個人消費は、飲食、宿泊等のサービスを中心に大幅に減少してきたが、足もとでは持ち直しの動きが見られると。住宅投資は緩やかに減少している。この間、公共投資は緩やかに増加している。わが国の企業金融面で緩和度合いが低下した状態となっている。物価面では、消費者物価の前年比は、原油価格の下落の影響などによりゼロパーセント程度となっている。予想物価上昇率も弱含んでいるとしておりまして、持ち直しの動きが見られるという表現もございませ

が、総じて極めて厳しい状況にあるということを伝えております。

次に県内でございます。県内は、7月1日に公表された日本銀行新潟支店の基調判断でございますが、これによりますと県内景気は新型肺炎の影響により、極めて厳しい状態にある。輸出は大幅に減少している。設備投資は横ばいとなっている。個人消費は大幅に減少している。公共投資は減少に転じつつある。住宅投資は横ばい圏内で推移している。生産は、大幅に減少している。企業収益は、減少している。企業の業況感は大幅に悪化している。この間、雇用・所得環境は弱めの動きが見られているということで、全国の状況よりもさらに悪いというような状況でございます。とりわけ中小企業のダメージは大きく、中小企業庁の中小企業景況調査結果によれば、2020年4－6月期の全産業の業況判断D Iは、マイナス64.1で、前期差39.7ポイントの減と急激に悪化してきております。これで6期連続の低下ということでございます。製造業でも全業種低下、非製造業でもすべての産業で低下。地域別の業況判断D Iでも、新潟県の属する関東も含めて、すべての地域で低下。新潟県の業況判断D Iはマイナス65.6と全国平均よりも悪い数値が出ております。

また、雇用情勢の指標である有効求人倍率につきましては、全国平均については0.12ポイント低下の1.20倍となりまして、この下げ幅は1974年1月以来46年4か月ぶりの大きな低下となっております。県内の有効求人倍率を見ても、5月分では1倍を割る地域が13地区のうち6地区ある一方、大きな下げ幅を記録した全国平均の1.2倍を上回る地区は4地区しかない状況でございます。また、新規常用求職者の対応別状況によれば、辞職理由のうち事業主都合による離職者が対前年同月で33.0パーセント増えており、雇用の維持すらままならないような状況にもおかれていきつつあります。ということで、雇用環境の悪化につきましては目を覆うばかりということが言えます。

このような厳しい状況の中、中賃より現行水準を維持することが適当という公益委員見解が示されております。近年の最低賃金は政府の3パーセントを超える引き上げ方針がときどきの事情という形で目安に反映され、結果として2016年ころから連続して景気や経営の実態から乖離した大幅な引き上げが続いてまいりましたが、その間、名目国内総生産成長率や物価上昇率の低い状況が続いており、決して良好な経済環境の中で最低賃金が大幅に引き上げられてきたわけではありません。そういうことからすれば、今回の見解につきましては、緊急事態のもとにある経済状況を適切に判断したものであり、ここ数年の中では比較的理解できる内容となっております。本年は、先ほど申し上げましたとおりの経営環境で、リーマン後を超える厳しさと言われており、一部の事業主からは、最低賃金の引き上げどころか引き下げを切望する声も聞かれております。最低賃金の引き上げは、雇用調整助成金などの給付金を受けながら、事業の継続と雇用の維持確保に努める中小企業をさらに追い詰

めることにもなりかねません。使用者側といたしましては、以上のような現下の状況を踏まえ、公益委員見解を十分に参酌し、慎重な審議を進めてまいりたいと考えております。

(部会長)

ありがとうございました。私のほうでお聞きした内容をまとめてみますと、労働者側としては、従来の最低賃金を引き上げるというような傾向がさらに重要であるということで、引き続きその方向性を維持していくべきだということ。それから、地域間格差は、さらに拡大しているわけなので、その縮小を図るべきだということ。それから、最低賃金は、使用者側の支払い能力だけで決まるものではなく、このコロナ禍でも労働者の生活を維持していくというような重要な目的があるのだということでのご意見だったととらえております。使用者側のほうとしては、現在の日本経済の危機的な状況や各企業の経営の大変な状況。この状況下ではなかなか最低賃金の引き上げということは、難しいという意見で、県内においても、その状況は全国と比べてもさらに厳しいというような見方ができると。そのために、雇用環境が悪化しているので、雇用の維持というものも必要かというような大まかな意見なのかと理解いたしました。各委員におかれましては、専門部会で審議のため、提出を予定している資料等がございましたら、事務局のほうに早めに提出をお願いしたいと思います。また、次回、会議の冒頭からお考えになっている金額とその理由についてお示しいただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

予定の議題が終了いたしました。委員の皆様、その他何かございますでしょうか。本日、何かご発言しておきたいということ。

特になければ、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。

(室長)

それでは、事務局から今後の日程ということで、私から説明いたします。

今後の審議日程については、事前に確認させていただいておりましたが、委員の皆様のご都合がつく日で、日程調整させていただきました。ご協力ありがとうございました。今後の日程は、事務局案としましては、7月30日(木)に第2回専門部会を午後1時半から、8月4日(火)に第3回専門部会を午後1時半から予定しております。ただ、次回の7月30日(木)の専門部会の状況によって、一応、8月3日の午前中の会議室を押さえておりますので、その状況によって、予備が前に来るというのもあるかもしれませんが、3日に実施するかしないかは、7月30日の状況で考えたいと思っております。

これについて、何か意見、ご質問等なければ、一応、これで進めさせていただきますが、

よろしいでしょうか。

それでは、先ほども話がありましたように、第2回は7月30日（木）午後1時半から。ただ、会場が9階の運輸局の第一会議室というところですが、エレベーターを降りて右のほうに向かっていくのですが、そこの会議室。9階の運輸局の第一会議室となっております。午後1時半からになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第1回の専門部会は、これで終了いたします。お疲れ様でした。